

# 引っ越しガイド



引っ越し時に行う主な手続きについて紹介します。本誌31ページも併せてご覧ください。また、区役所での手続き一覧を、**区役所1階⑤窓口**にご用意しています。各担当係の電話番号は**きた1ページ**をご覧ください。

手続き項目	窓口	北区→市外	北区内での転居、北区→他区
<b>住所など</b> <small>詳細</small> 戸籍住民課・篠路出張所（篠路4-7）			
住所異動 ※転入・転居の手続きの際は、新住所の住居表示（○番○号）または番地（○番地○）、アパート・マンションの名称、部屋番号などを確認してから手続きしてください	区役所1階⑤ 篠路出張所	引っ越し前転出届→引っ越し後14日以内に転入手続き <b>必要なもの</b> 届け出人の本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）	引っ越し後14日以内に新住所地の区役所に転入・転居届 <b>必要なもの</b> 届け出人の本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）
印鑑登録		不要（転出届により自動的に登録抹消）	不要（転入・転居届により新住所で登録継続）
転校（小・中学校）		引っ越し後新住所地の窓口で手続き <b>必要なもの</b> 今まで通っていた学校からもらった書類（在学証明書等）	引っ越し後転入・転居届の際に発行された入校票を今まで通っていた学校からもらった書類と一緒に新しい学校へ提出
<b>国民健康保険・国民年金など</b> <small>詳細</small> 保険年金課			
国民健康保険	区役所1階⑨	引っ越し前1階⑤で転出届後に脱退手続き→引っ越し後新住所地で14日以内に加入手続き <b>必要なもの</b> 保険証	引っ越し後新住所地の区役所で保険証を差し替え <b>必要なもの</b> 保険証
介護保険		引っ越し前保険証の返還（要介護認定を受けている方には <b>受給資格証明書</b> 発行）→引っ越し後新住所地で加入手続き <b>必要なもの</b> 保険証	引っ越し後新住所地の区役所で保険証を差し替え <b>必要なもの</b> 保険証
後期高齢者医療		引っ越し前保険証の返還（道外に引っ越される方には <b>負担区分等証明書</b> 発行）→引っ越し後新住所地で手続き <b>必要なもの</b> 保険証	不要（引っ越し後、約1週間前後で新しい保険証が郵送されます）→同封されている返信封筒で古い保険証を返送
国民年金	加入者（第1号被保険者・任意加入者）	区役所1階⑧ 新住所地で要確認 <b>必要なもの</b> 年金手帳	不要（転入・転居届により自動的に新住所に変更）
	受給者	<b>手続き</b> 新住所を管轄する年金事務所で行う住所変更手続き。詳細は新住所地の市町村年金係で要確認	
<b>各種手当・福祉サービスなど</b> <small>詳細</small> 保健福祉課			
児童手当	区役所2階⑭	引っ越し前受給事由消滅届→引っ越し後新住所地で新たに手続き	不要（転入・転居届により自動的に新住所に変更）、子と別居の場合は要手続き
児童扶養手当・特別児童扶養手当		引っ越し後新住所地で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 手当証書	引っ越し後新住所地の区役所で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 手当証書・児童扶養手当の方は賃貸契約書など
医療費助成（子ども・重度心身障害者・ひとり親）		引っ越し前受給者証の返還→引っ越し後新住所地で新たに手続き <b>必要なもの</b> 受給者証	引っ越し後新住所地の区役所で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 受給者証
障害者総合支援	区役所2階⑰	引っ越し前障害程度区分認定を受けている方に <b>障害程度区分認定証明書</b> 発行→引っ越し後新住所地で手続き <b>必要なもの</b> 受給者証	引っ越し後新住所地の区役所で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 受給者証
特別障害者手当・障害者福祉手当・福祉手当		引っ越し後新住所地で新たに手続き <b>必要なもの</b> 印鑑	引っ越し後新住所地の区役所で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 印鑑・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳・預金通帳（振込先変更の場合）
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳		引っ越し後新住所地で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳	引っ越し後新住所地の区役所で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳
敬老優待乗車証・福祉乗車証・タクシー利用券・自動車燃料助成券・福祉割引ウィズユーカード	区役所2階⑱	引っ越し前それぞれ返還 ※未使用の敬老優待乗車証を返還する場合は本人確認書類・口座番号が分かるものが必要	不要
<b>市税</b> <small>詳細</small> 北部市税事務所（中央区北4西5アスティ45 9階 ☎207-3912）・中央市税事務所（☎211-3076）			
個人市民税	北部市税事務所 ※償却資産分については中央市税事務所	不要（転出届により自動的に新住所に変更）	不要（転入・転居届により自動的に新住所に変更）
固定資産税※		中央市税事務所（中央区北2東4サッポロファクトリー）	
原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の登録	中央市税事務所（中央区北2東4サッポロファクトリー）	引っ越し前廃車届→引っ越し後新住所地で新たに登録 <b>必要なもの</b> 印鑑・標識交付証明書・本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）・ナンバープレート	不要（転入・転居届により自動的に新住所に変更）